

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
1	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>前回質疑回答にて事業スケジュールの設定については契約後に「協議を行う」と回答いただきましたが、提案書の一部として提出している工程表に対し、契約後に事業者都合で事業スケジュールを変更することは契約不履行になる認識ですが宜しいでしょうか。また契約後に事業スケジュールを見直していただける明確な条件を教えてください。(事業者から適正な必要工期をご提示させていただければ延長を認めていただけるものなのかもご教示ください。)</p>	<p>前段について、お見込みのとおりです。後段について、事業契約締結後、法改正等に伴い社会経済情勢に大きな影響が生じたこと等により、国から新たな工期の算定方法等が示された場合において、事業者が国の通知等に則った施設整備期間の見直しを行った結果、維持管理・運営業務の開始日の変更が必要なときは、事業契約書(案)に定めるところにより、協議を行います。なお、令和8年12月の給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>
2	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>改めて設計建設期間の延長、開業時期の延伸を希望しますが、今回の質疑回答で明確な事業スケジュールの変更がお示しいただけず、契約後に協議による事業スケジュール変更を行ってしまうと入札時の要求水準に合致せず公平性を欠くことになるため、事業スケジュールについては今回質疑回答で明確にお示しください。</p>	<p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
3	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計建設期間について、貴市の想定設計期間をご教示ください。</p> <p>本計画は貴市開発事業基準条例に該当する施設であり、担当課との協議はもちろん、ポスティングや戸別訪問が必要な近隣説明等時間を要する手続きです。公表されている期間や貴市開発調整課様と協議したところ最低4.5カ月は要することになっておりその後の確認申請等も含め法条例手続き期間だけでも最低7カ月はかかると思われます。通常は法条例手続き前に基本設計等の検討調整期間も必要です。</p>	<p>本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、設計・建設のそれぞれの期間について、市で想定するものではありません。</p> <p>なお、令和8年12月の給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、関係機関等との協議に向けた設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
4	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計建設期間について、貴市の想定建設期間をご教示ください。</p> <p>労働基準法改正により2024年度から建設業での時間外労働の上限が適用されますが、22カ月は非常に厳しいスケジュールと認識しています。短期間での竣工を目指す場合、人的リソースをより多く確保しなければならない状況になると考えますが、そういった特殊条件を想定した工期設定でしょうか。また、人的リソースの確保については通常より多くの建設コストがかかると思われませんが事業予算についてもコストアップを想定されて試算されているという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、設計・建設のそれぞれの期間について、市で想定するものではありません。</p> <p>なお、令和8年12月の給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p> <p>また、一週間のうち任意の2日を休工日として確保することは、要求水準としていません。</p> <p>なお、設計・建設期間及び予定価格については、他市の実績及び国の通知等を踏まえ設定したものです。</p>
5	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>上記事業スケジュールに関する回答は入札参加の検討において非常に重要な事項であるため回答を5月10日ではなく1週間程度(4月19日程度)で先行回答いただけませんか。</p>	<p>入札説明書にお示ししたスケジュールにより、事業者の募集及び選定を行います。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
6	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計・建設期間について、令和6年12月～令和8年9月までの22ヶ月間とされております。建設工事において令和6年4月から施行されます働き方改革(4週8閉所)で罰則付き時間外労働の上限規制が適用され、4週8休態勢により、現在予定されている期間では、工期が間に合わないことが想定されます。令和9年4月以降開始など、スケジュールを再考いただけないでしょうか。</p>	<p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。 ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。 なお、本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、一週間のうち任意の2日を休工日として確保することは、要求水準としていません。</p>
7	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>すでに提案図面作成は進めており、スケジュールを計画したところ22ヶ月では間に合わないことが判明しました。理想的な提案とするためには設計・建設期間が短いことが障害になっております。期間の延長を希望しますので明確な回答をお願い致します。</p>	<p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。 ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
8	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計・建設期間が(約22か月間)と記載されておりますが、建設業は2024年問題がある中、約22ヶ月は期間として短く、このままでは参加が困難な状況かと思いますので、期間の延長について明確なご判断をお願いいたします。</p> <p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。 ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。 なお、本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、一週間のうち任意の2日を休工日として確保することは、要求水準としていません。</p>	

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
9	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計・建設期間「約22カ月」とされています。貴市にて想定した設計期間、建設期間をご教示ください。</p> <p>労働基準法改正により2024年度から建設業での時間外労働の上限が適用されることから、当該期間より大幅に不足しております。設計・建設期間に関して、見直しを検討して頂けないでしょうか。なお、実施方針に関する質問回答にある「契約後も設計・建設期間について、協議を行います。」との内容では、事業者にはリスクが残るため参加が困難となりますので、明確な回答をお願いします。</p> <p>前段について、本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、設計・建設のそれぞれの期間について、市で想定するものではありません。なお、一週間のうち任意の2日を休日として確保することは、要求水準としていません。</p> <p>後段について、令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>	

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
10	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計・建設期間について、令和6年12月～令和8年9月(約22か月間)とあるが、民間事業者が相対している様々な事情によると、この期間設定は厳しすぎると考える。このタイトなスケジュールに計画が破綻した場合は、もちろん事業者の履行責任が伴うのは理解するが、相模原市においてもその要求により発生するリスクをコントロールできなかったことに対する責任を事業者と共に負っていただけるのか。</p> <p>施設の引渡予定日の変更に伴う増加費用等の負担については、事業契約書(案)にお示しするとおりです。なお、令和8年12月から給食を提供できることが要求水準となります。給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>	

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
11	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計・建設期間について、令和6年12月～令和8年9月(約22か月間)とあるが、開発手続き、労基法の改正、現場の担い手不足、コスト高騰などへの対応に、大手企業もままならない状況であるが、地元企業の規模ではそれに輪をかけて対応が困難な状況である。</p> <p>事業者サイドで検討を重ねているが、従来方式ではどうしても計算が合わず、これを達成するには事業所の勤務態勢を2勤制/日にするなど様々な検討をしたが、事業所周辺の環境配慮やそれを可能にするための民間事業者間の連携においても非常に困難な状況である。</p> <p>事業のスケジュールに、生徒への安心・安全の配慮以外に上記のような整備事業に関する周辺住民の生活や市内事業者の労務状況への配慮などなされているのか疑問である。それらも踏まえ、スケジュールの再検討をお願いしたい。</p>	<p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。</p> <p>ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p> <p>なお、本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、一週間のうち任意の2日を休工日として確保することは、要求水準としていません。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
12	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>設計・建設期間が約22ヶ月となっておりますが、労働基準法改正に伴う建設業での2024年度時間外労働の上限が適用されるなか、約22ヶ月の工期では厳しく、事業への参加が困難になります。市側で想定されている設計・建設期間をご教示ください。また、工期の見直しをお願い致します。</p>	<p>前段について、本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、設計・建設のそれぞれの期間について、市で想定するものではありません。なお、一週間のうち任意の2日を休日として確保することは、要求水準としていません。</p> <p>後段について、令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>
13	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		<p>建設工事の確実な履行期間を確保するため、落札者の決定・公表後には事業契約締結前から設計業務の事前協議をすることをお認めください。</p>	<p>事業契約締結前の準備行為については、基本協定書(案)第7条にお示ししているとおり、事業者の責任と費用において、設計に関する打合せを含め、必要な準備行為を行うことができることとし、市は、必要かつ可能な範囲で事業者に協力するものとしています。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
14	入札説明書	事業の実施スケジュール(想定)	1	1	5	(6)		設計・建設期間について、令和6年度から罰則付き時間外労働の上限規制が適用されます。4週8休態勢の導入により、工期が大変厳しい状況になっております。本件は、学校給食センターという公共事業に該当し、4週8休を取り入れたモデルプランとなるよう、スケジュールの再考をお願いできませんでしょうか。	本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、一週間のうち任意の2日を休工日として確保することは、要求水準としていません。 なお、令和8年12月の給給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。
15	入札説明書	募集及び選定スケジュール	4	2	3			競争的対話の実施時期を早めていただきましたが、提出締め切りも早まり、競争的対話実施から提案書提出までの調整期間は実施方針時と変わらないため、さらに対話時期を早めていただくことを希望します。	現行のとおりとします。
16	入札説明書	募集及び選定スケジュール	4	2	3			10月上旬に基本協定締結とありますが、設計・建設期間が約22カ月と短いため基本協定締結後すぐに事前協議、基本設計の着手及び協議、測量及び地盤調査を開始して良いと考えてよろしいでしょうか。	事業契約締結前の準備行為については、基本協定書(案)第7条にお示ししているとおり、事業者の責任と費用において、設計に関する打合せを含め、必要な準備行為を行うことができることとし、市は、必要かつ可能な範囲で事業者に協力するものとしています。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
17	入札説明書	提案書に関する事業者ヒアリングについて	4	2	3			9月中旬に事業者ヒアリングがありますが内容について記載が無く質疑を上げさせていただきます。 ①何名まで参加可能か、②P18-第4-4業務の委託にある業務を委託する予定の第三者も参加可能か、③ヒアリングのプレゼン時間は何分か。(発表〇分、質疑〇分)④発表内容は技術提案書に沿った内容でしょうか。	事業者ヒアリングの詳細については、入札参加者に対し、別途通知します。
18	入札説明書	入札予定価格	10	2	6			本事業の予定価格は、税抜き15,245,907千円との記載があり、単純に消費税を加えると16,770,498千円となりますが、税込みで16,745,498千円を超えないこととの記載となっております。入札予定価格は、税抜き価格と税込み価格の2つの条件があると認識すべきでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	入札説明書	構成企業等の明示	12	3	1-2			入札参加表明書等の提出時に協力企業の立場と明示した構成員を、提案書提出時まで、あるいは特別目的会社設立時に、構成企業の立場に変更することは可能でしょうか。	可とします。ただし、提案審査書類提出後については、提案内容の継続性等を確保してください。
20	入札説明書	特別目的会社の設立等	16	3	3			「落札者は相模原市内に特別目的会社を設立する」とありますが、これは登記上の本店所在地が相模原市内であれば良いという趣旨でしょうか。実態としての本社所在地を相模原市内に置くことを求めているのでしょうか。	登記における本店の所在地を相模原市内としてください。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
21	入札説明書	特別目的会社の設立等	16	3	3			特別目的会社を事業用地内に設立することも可とありますが、これは施設の整備期間中においても認められると理解してよろしいでしょうか。	法令等を遵守する範囲において、お見込みのとおりです。
22	入札説明書	業務の委託	18	4	4			「事業者が提案審査書類に示していない第三者に業務の委託又は請け負わせるにあたっては、市の承諾が必要」とございますが、これはSPCから直接第三者に委託等を行う場合を指しており、SPCから委託を受けた構成企業又は協力企業が再委託を行う場合は該当しないと考えてよろしいでしょうか。仮に、構成企業等からの下請けについても市の承諾が必要である場合、何次下請けまでが市の承諾を必要とする対象となりますでしょうか。	前段について、お見込みのとおりです。
23	入札説明書	業務の委託	18	4	4	-	-	「市の承諾を得た場合に限り、提案審査書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。」とありますが、市による事前承諾が必要であるのは、一次下請けについてという理解でよろしいでしょうか。二次下請け、三次下請けについても事前承諾が必要となるのでしょうか。	前段について、お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
1	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)		設計・建設期間が「令和6年12月～令和8年9月(22か月間)」とありますが、工事において国土交通省が掲げる「4週8休」の実現が困難だと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。	本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、一週間のうち任意の2日を休工日として確保することは、要求水準としていません。
2	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)		実施方針時より、労働基準法改正などの理由で設計・建設スケジュールの延長をお願いしていましたが、再検討頂くことはできませんでしょうか。また、今回の質問にて設計・建設スケジュールの変更を認めて頂けない場合、不可抗力などの理由がない限り、その後の変更は選定の公平性を欠くこととなります。設計・建設スケジュールに関しては本公募については今回の質問で最終決定として頂けますようお願い致します。	令和8年12月の給食提供開始が要求水準です。 ただし、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。 なお、事業契約締結後、法改正等に伴い社会経済情勢に大きな影響が生じたこと等により、国から新たな工期の算定方法等が示された場合において、事業者が国の通知等に則った施設整備期間の見直しを行った結果、維持管理・運営業務の開始日の変更が必要なときは、事業契約書(案)に定めるところにより、協議を行います。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
3	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)		<p>実施方針の際の質疑回答にて、設計・建設期間に関するスケジュールについて、「現時点で変更は予定していませんが、令和6年度以降労働基準法改正の影響等も見極めながら必要に応じて、契約後も設計・建設期間について、協議を行います。」とありましたが、どのような資料をご提示できれば設計・建設期間の延長が妥当と判断(見極めて)頂けますでしょうか。</p>	<p>事業契約締結後、法改正等に伴い社会経済情勢に大きな影響が生じたこと等により、国から新たな工期の算定方法等が示された場合において、事業者が国の通知等に則った施設整備期間の見直しを行った結果、維持管理・運営業務の開始日の変更が必要なときは、事業契約書(案)に定めるところにより、協議を行います。</p> <p>なお、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>
4	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)		<p>設計・建設期間が令和6年12月～令和8年9月までの約22か月間とされています。「要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答」で、設計・建設期間の不足に関する質問・意見に対してご回答されたとおり、設計・建設期間の期間延長の協議がなされると考えてよろしいですか。</p>	<p>事業契約締結後、法改正等に伴い社会経済情勢に大きな影響が生じたこと等により、国から新たな工期の算定方法等が示された場合において、事業者が国の通知等に則った施設整備期間の見直しを行った結果、維持管理・運営業務の開始日の変更が必要なときは、事業契約書(案)に定めるところにより、協議を行います。</p> <p>なお、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
5	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)		<p>上記に関連し、国が進める働き方改革において、本年度から適用された時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用を踏まえて、休工期(作業所閉所日)等を設定した場合、令和8年9月までに工事を完了することが厳しいと考えます。</p> <p>応募者・落札者には要求水準書に示される工期遵守に関するリスクが生じないことを前提に、上記規制による影響を考慮せず(必要な休工期等を設定しない)、工期内の工事完成を提案審査書類に表現することが、要求事項と考えてよろしいですか。</p>	<p>本事業は、施設の整備・運営・維持管理を一体的に行うPFI事業として実施するものであり、建物の構造・規模等についてこれを実施する事業者の提案に委ねることと同様に、一週間のうち任意の2日を休工期として確保することは、要求水準としていません。</p> <p>なお、提案書において令和8年12月の給食提供開始という要求水準の未達が確認された場合、失格となります。</p>
6	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)		<p>設計・建設期間について、協議する旨のご回答がありますが、落札者決定後、落札者が立案した上記規制の影響等を考慮した適正な工程計画に基づき、契約前から貴市と協議を行い、事業契約書には協議された工期が反映されるものと考えてよろしいですか。</p>	<p>事業契約締結後、法改正等に伴い社会経済情勢に大きな影響が生じたこと等により、国から新たな工期の算定方法等が示された場合において、事業者が国の通知等に則った施設整備期間の見直しを行った結果、維持管理・運営業務の開始日の変更が必要なときは、事業契約書(案)に定めるところにより、協議を行います。</p> <p>なお、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
7	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)	<p>設計・建設期間について、協議する旨のご回答がありますが、期間延長に伴う工事費増加費用に係る協議もなされるものと考えてよろしいですか。あるいは、受注者が実施可能な工期を自ら設定し、当該工期設定に基づき、必要な工事費用を入札金額に見込む必要がございますか。ご指示願います。</p>	<p>前段について、事業契約締結後、法改正等に伴い社会経済情勢に大きな影響が生じたこと等により、国から新たな工期の算定方法等が示された場合において、事業者が国の通知等に則った施設整備期間の見直しを行った結果、維持管理・運營業務の開始日の変更が必要なときは、事業契約書(案)に定めるところにより、協議を行います。</p> <p>なお、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p> <p>後段について、令和8年12月から給食を提供できることが要求水準であり、これに必要な経費を見込む必要があります。</p>	
8	要求水準書	事業の実施スケジュール	2	1	4	(1)	<p>実施方針(案)に対する質疑応答において設計・建設期間の設定は協議するとご回答頂いております。協議頂けるとした場合、各応募者が実施可能な工期を設定の上、提案審査書類等を作成し、当該内容を審査対象とすることをお願いできないでしょうか。</p>	<p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準であるため、提案書においてその未達を確認された場合、失格となります。</p>	

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
9	要求水準書	施設整備業務	2	1	4	(2)	ア (ア) b	設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続等の業務とありますが、確認申請や構造適判等は民間審査機関を利用して良いでしょうか。	民間審査機関の利用については、事業者の提案に委ねます。
10	要求水準書	施設整備業務 近隣対応・対策業務	2	1	4	(2)	ア (ア) k	施設整備業務の中に、近隣対応・対策業務が入っておりますが、その範囲はあくまでも工事計画やそれに伴う騒音や振動対策、粉塵対策等の対応と考えて宜しいでしょうか。また過度な要求等があった場合は貴市にも協力頂けると考えれば宜しいでしょうか。	前段について、建設工事に限らず運営業務においても臭気及び騒音、振動等を軽減するための対策を実施してください。 後段について、市は発注者の責務として、必要な範囲において協力します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
11	要求水準書	インフラ整備 状況	7	1	5	(1)	イ	<p>給水の接続整備に要する費用は、事業者の負担とする旨が記載されています。また、給水本管の延伸工事について、「要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答」のNO21、22などで、事業者の業務範囲との回答があります。</p> <p>しかしながら、公表資料の参考資料3-1より、給水本管の延伸工事は、別途発注の解体工事及び本事業のアプローチ動線となる市道大沼285号にてなされることが推察され、本事業で実施する場合、本工事のみならず解体工事における工事車両の運行に支障をきたし、両工事への影響が懸念されます。一方、解体工事のみを実施している期間であれば、解体に伴うコンクリートガラ等はある程度、場内にストックできるため(工事車両の通行量抑制)、公園利用者等の安全確保、解体工事及び本工事への影響を抑制できるのではと考えます。</p> <p>上記を踏まえ、給水本管の延伸工事について、解体工事受注者との協議調整が円滑に行える、発注者である貴市にて実施することを、ご検討頂けないでしょうか。</p>	<p>現行のとおりとします。なお、解体工事受注者との調整には、市も協力します。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
12	要求水準書	インフラ整備状況	7	1	5	(1)	イ	市営斎場の既存中圧ガスA100Aに設置されているバルブより分岐の上、敷地内へ引き込み可能との記載がございますが、本事業敷地と市営斎場との間は、解体工事エリアになります。引き込みを行う場合、解体工事受注者との協議・調整においては、貴市もご助力頂けると考えてよろしいですか。	解体工事受注者との調整には、市も協力します。
13	要求水準書	インフラ整備状況	7	1	5	(1)	イ	都市ガスを採用した場合、都市ガスのバルブから本事業地までの間の工事が必要になります。このエリアは現在、解体エリアになっていますが令和7年8月時点から本事業エリアとすることをお願いできないでしょうか。	事業用地以外の解体工事の範囲については、令和7年8月の時点で工事が完了していないため、現行のとおりとします。
14	要求水準書	インフラ整備状況	7	1	5	(1)	イ	インフラ整備状況 表 都市ガス に表記がございます。25ページウ「調理加工機器には平時からLPガスを熱源とする」と記載があります。調理加工機のみLPGとし、他は都市ガス対応とすると考えてよろしいでしょうか。	回転釜2台以上及び連続炊飯システムについて、平時から原則、LPガスを熱源とすることが要求水準であり、それ以外の熱源は、事業者の提案に委ねます。
15	要求水準書	インフラ整備状況	7	1	5	(1)	イ	現地調査を行った際に現地では水道がございました。要求水準書には給水の引込なしとありますが、どちらを正として計画すればよろしいでしょうか。	事業用地内に本事業で使用するために引き込まれた給水はありません。
16	要求水準書	インフラ整備状況	7	1	5	(1)	イ	念のための確認ですが都市ガスも引込ないでよろしいでしょうか。	事業用地内に都市ガスの引込みはありません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
17	要求水準書	インフラ整備状況	7	1	5	(1)	イ	電気ですが、現地には前面道路には地下に通電しているように見れますが、資料があればご提示下さい。	資料はありませんので、インフラ事業者等にご確認ください。
18	要求水準書	埋蔵文化財	7	1	5	(1)	エ	埋蔵文化財に関して、令和5年12月から令和6年3月までに実施された調査を受け、契約後の工期に影響のあるような対策は想定していないと記載がございます。万一今後事業(工事)を進める中で、貴市が調査を行った範囲外から埋蔵文化財が出土した場合、それに係る費用や期間に関してはご負担・ご協議頂けるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	要求水準書	埋蔵文化財	7	1	5	(1)	エ	「契約後の工期に影響のあるような対策は想定していないものの、工事に当たり必要となる文化財保護法第93条第1項による届出については、事業者の責任及び費用負担により行う。」とありますが、事業者では予測することができない為、対策が必要となった場合は市の費用負担としていただけますでしょうか。	事業用地の一部は、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるため、文化財保護法第93条第1項の規定による届出が必要であり、これについては現行のとおりとします。 ただし、届出により発掘調査が必要となる、工事において埋蔵文化財が出土するなど、事業者の予測することができない対策が必要となった場合については、事業契約書(案)に定めるところにより、協議します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
20	要求水準書	既存建物・工作物等の解体工事等	8	1	5	(1)	オ	<p>参考資料5-1「既存施設に関する資料」を参照する旨が示され、「要求水準書(案)」に関する質問・意見に対する回答」のNO35で、管理棟の既存杭は残置となる旨が示されています。</p> <p>上記に関連し、参考資料5-1に明示されていない、既存杭の長さについて、ご教示下さい。当該情報を記した既存図等がない場合、参考資料4地盤調査結果より、GL-20m程度の支持層レベルに杭先端が到達しているものと考えてよろしいですか。</p>	<p>既存杭の長さについては、参考資料5-1のうち既存施設参考図面の「1. 管理棟」に係る基礎伏図の特記事項欄に記載のとおりであり、既存施設GL-20.000mです。</p>
21	要求水準書	既存建物・工作物等の解体工事等	8	1	5	(1)	オ	<p>市道大沼285号に接続する南北方向の敷地については、解体工事の関係車両も使用可能な通行帯(以下、「敷地内通路」という)として確保する必要がある旨、記載されています。</p> <p>現況、当該敷地内通路は、アスファルト舗装がなされていると思われませんが、本工事期間中は残置されているものと考えてよろしいですか(参考資料5-1(3.施工計画図)の凡例に示される、別途舗装工事の着手直前に解体工事にて撤去する計画でしょうか)。</p>	<p>令和7年7月までに解体工事にて撤去を行う計画です。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
22	要求水準書	既存建物・工作物等の解体工事等	8	1	5	(1)	オ	<p>上記に付随し、敷地内通路について、アスファルト舗装が撤去される場合、本工事及び解体工事の工事車両に対する通行動線確保の観点から、敷鉄板を敷設する必要があると考えます。</p> <p>その場合、参考資料5-2(令和7年8月～令和8年8月末)における本事業ゲート想定位置から解体工事ゲート想定位置までの約120m分(幅6m程度)の敷鉄板敷設を本事業で見込むことが、一律の条件になるものと考えてよろしいですか。</p> <p>あるいは、解体工事にて、敷鉄板を敷設する計画がございますでしょうか。計画がある場合、その範囲等について、図面等でお示し下さい。</p>	<p>解体工事において敷鉄板を敷設しません。また、敷設の範囲は、本事業ゲート想定位置から解体工事ゲート想定位置までの解体工事車両通行範囲です。</p>
23	要求水準書	既存建物・工作物等の解体工事等	8	1	5	(1)	オ	<p>上記に関連し、敷地内通路に対し、本事業にて敷鉄板を敷設する場合、敷設期間はあくまで、解体工事完了予定の令和8年9月までと考えてよろしいですか。</p>	<p>本事業において、敷地内通路に敷鉄板等の敷設を求める要求水準はありません。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
24	要求水準書	既存建物・工作物等の解体工事等	8	1	5	(1)	オ	<p>事業用地に係る解体工事は令和6年4月から令和7年7月の期間を予定する旨が記載され、「要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答」のNO38では、敷地への乗り込み可能日は令和7年8月以降との回答がございました。</p> <p>上記より、本事業に関連する、いかなる工事・作業についても、着手可能は8月以降と考えた方がよろしいでしょうか。例外がございましたら、ご教示下さい。</p>	<p>原則として、本事業に関連する工事の着手が可能となるのは令和7年8月以降ですが、解体工事に支障のない工事等については、市及び解体工事受注者との協議によります。</p>
25	要求水準書	既存建物・工作物等の解体工事等	8	1	5	(1)	オ(イ)	<p>参考資料5-2 解体工事に係る仮囲い図によると、解体工事での仮囲いは令和7年7月を境に本事業仮囲いとなっておりますが、8月から仮囲いを実施しなければいけないのでしょうか、または本事業仮囲い設置時期については協議頂けるのでしょうか、ご指示願います。</p>	<p>現行のとおりとします。ただし仮囲いの詳細な設置時期については、市及び解体工事受注者との協議によります。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
26	要求水準書	既存建物・工作物等の解体工事等	8	1	5	(1)	オ (ウ)	「(ウ)本事業着手後も、事業用地に隣接して解体工事は行われる。 これに伴い、市道大沼285号に接続する南北方向の敷地については、解体工事の関係車両も使用可能な通行帯(以下「敷地内通路」という。)として確保する必要がある。本敷地内通路については、事故防止及び保安上の安全確保のための対策を事業者が講じるものとする。」とありますが、解体工事業者との打合せがないので、どのような対策が必要か現状は不明です。したがって、別途計画するように変更頂けないでしょうか。または、市の責任において管理等を実施いただけないでしょうか。	現行のとおりとし、事故防止及び保安上の安全確保のための対策は解体工事受注者と協力し、事業者が講じるものとします。なお、解体工事受注者との調整には、市も協力します。
27	要求水準書	既存建物・工作物等の解体工事等	8	1	5	(1)	オ (ウ)	ウ)本事業着手後も、事業用地に隣接して解体工事は行われる。(～略)本敷地内通路については、事故防止及び保安上の安全確保のための対策を事業者が講じるものとする。とありますが、解体工事車両などが通行する期間にガス給排水等の引き込み可能な時期をお示しください。本PJ設計期間中にインフラ整備を行い建設工事開始時にはインフラ整備事業が終了していることを前提としています。	実施時期等については、事業者がインフラ事業者、道路管理者、解体工事受注者等と調整を行って下さい。なお、解体工事受注者との調整には、市も協力します。
28	要求水準書	既存建物・工作物等の解体工事等	8	1	5	(1)	オ	各種インフラ整備事業実施後の舗装本復旧は各社(上下水道、ガス)毎に行い建設工事では一括舗装等を行わないでよろしいでしょうか。	市道大沼285号の舗装復旧時期及び方法等については、インフラ事業者、道路管理者等と協議してください。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
29	要求水準書	既存建物・工作物等の解体工事等	8	1	5	(1)	オ	<p>工事完了後(新築・解体)前面道路の復旧工事は行いますでしょうか。</p> <p>行う場合は市の負担という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段について、事業用地外の前面道路(市道大沼285号)の復旧の要否については、道路管理者と協議を行ってください。</p> <p>後段について、復旧の必要性が発生した場合は案件ごとの状況等に応じて、合理性を判断することを想定しており、疑義が生じた場合には、市は事業者と誠意をもって協議します。</p>
30	要求水準書	既存建物・工作物等の解体工事等	8	1	5	(1)	オ	<p>「事業用地に係る解体工事は令和6年4月から令和7年7月の期間を予定している」とありますが、確実な建設工事を履行するための十分なスケジュールを確保するため、事業用地に係る解体工事は令和6年度中に行うとしていただけないでしょうか。</p>	<p>現行のとおりとします。</p>
31	要求水準書	土壌調査	8	1	5	(1)	カ (イ)	<p>(イ)土壌調査の結果に対する対策工事は、解体工事により市が実施するものとし、本事業の範囲外とする。</p> <p>とありますが、本工事内で土壌汚染が発生した場合はコスト・工期は市の負担ということでよろしいでしょうか。</p>	<p>事業契約書(案)第29条第5項に記載のとおりです。</p>
32	要求水準書	土壌調査	8	1	5	(1)	カ (ウ)	<p>「(ウ)(イ)の対策工事の状況に応じて、本事業の工期を一定期間変更する必要がある可能性がある。」とありますが、工期が遅れる場合は市の負担ということでよろしいでしょうか。</p>	<p>事業契約書(案)第29条第5項に記載のとおりです。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
33	要求水準書	本施設の種類	8	1	5	(3)	ア	<p>ここには「小学校・中学校給食の調理・配送等を行う共同調理場、食育施設」とある一方で、P9の配送校のリストには小学校が含まれていません。P9中段の(ウ)事業期間を通じた食数推移、配送校の追加等の記載内容とあわせて考えると、将来的に小学校への給食提供もあり得るが、事業開始当初は中学校向けの給食のみ提供することが求められていると理解してよろしいでしょうか。それとも事業開始当初から小学校向けの給食提供が求められることを想定しておく必要がありますでしょうか。</p>	<p>将来的には小学校への給食提供の可能性も想定していますが、事業開始時においては、中学校給食のみを提供する予定です。</p>
34	要求水準書	事業期間を通じた食数推移、配送校の追加等	9	1	5	(3)	イ(ウ)	<p>配送校の追加について、最大何校程度を考えておけば良いか、現時点での想定等ございましたらお教えてください。</p>	<p>現時点において、追加校数の想定はありません。</p>
35	要求水準書	手作り調理について	10	1	5	(3)	エ	<p>最初に公表されていた要求水準書では「※既製品の使用を想定しているハンバーグやコロッケなどについて手作り可能とする事業提案があった場合、加点の対象とすることを検討している。」とありましたが、新しく公表された要求水準書からは削除されております。ハンバーグやコロッケを手作りする調理工程は無くなったと思ってよろしいですか？また、これらを提案したとしても検討の結果加点対象とはならないという判断が下されたと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>前段について、落札者決定基準の作成に伴う時点修正を行ったものであり、既製品を想定しているハンバーグやコロッケについて、手作り調理とするかは事業者の提案に委ねます。後段について、加点項目は落札者決定基準に記載のとおりです。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
36	要求水準書	ミキサー食	10	1	5	(3)	カ	(エ)に主食＋副食3品を1セットとありますが、10月12日B献立は添物(味付け煮干し)を含めると4品となりますが、このような場合の対応はどのようになりますでしょうか。要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.67に記載の通り、小魚はミキサー食に適さないことがあるため、提供しない予定でしょうか。添物を含めて副食3品である場合の添物の提供についてご教示ください。	添物のミキサー食対応は、想定していません。
37	要求水準書	食育の推進	11	2	2	(1)	イ (イ)	食育に関して「児童生徒と給食関係者との交流」とありますが、本施設で行われる食育の対象は、小・中学生という理解でよろしいでしょうか。P9にあるR5年度の配送校が全て中学校となっていることとの関係からのご質問です。	本施設で行う食育の対象は、小中学校等の児童生徒のほか、食育関係団体や地域団体等を想定しています。
38	要求水準書	防災力の向上	12	2	2	(1)	エ (イ)	「ライフライン停止時においても、9000食の米飯、副食の調理が最低でも1回は可能な施設」とあるが、施設の動力源が断たれた場合に備え、それ以外のエネルギーを活用して供給する専用設備を設けることという解釈で良いか。	お見込みのとおりです。 なお、連続炊飯システム及び回転釜(ガス釜2台以上)について、インフラ停止時においても使用可能な設備とすることを要求水準としています。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
39	要求水準書	施設内ゾーニング計画における基本的要件	12	2	2	(2)	ア (イ)	要求水準書(案)の質疑回答、14ページNo.86にて、「南北に抜ける敷地内通路について、本施設関係者以外の車両や歩行者は不特定多数、かつ24時間往来する可能性があると考えた方が宜しいでしょうか。また、すべての解体工事完了後も将来に渡りこの敷地内通路が利用される可能性があるという認識で宜しいでしょうか。ご教示ください。」の市の回答が見込みの通りとなっております。一方(エ)b建物敷地境界(a)正面出入口には、門扉等を設置する。(b)外部からの侵入を防ぐためのフェンスを設置する。と記載があり、通行の制限ができるため、上記の質疑回答と矛盾が生じると思われま。敷地を24時間解放とするのか、門扉を設置し、セキュリティを確保するのか等、改めて敷地内の管理方針についてお示しください。	別添の資料①を参考に、敷地内通路の24時間開放と建物敷地のセキュリティを両立することができる計画としてください
40	要求水準書	環境負荷の低減	12	2	2	(1)	オ (ア)	ZEB認証(ZEB Ready以上)を取得すると思いますが、BELS認証が必須ということでしょうか。	ZEB認証(ZEB Ready以上)の取得が要求水準につき、BELS認証の取得については、事業者の提案に委ねます。
41	要求水準書	構内通路、駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	事業者は「相模原市市有財産条例」に基づき、駐車場の使用料を納めるとの記載がありますが、令和6年度での金額をお示し頂けないでしょうか。また参考に令和5年度、令和4年度、令和3年度の金額をご教示下さい。	令和6年度の使用料算定に用いる固定資産評価額は112,100円/㎡であり、使用料の年額は、この額に100分の3を乗じて得た額である3,363円/㎡です。なお、令和3年度及び令和4年度の固定資産評価額は、107,400円/㎡です。
42	要求水準書	構内通路、駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	配送車両を本施設とは別の敷地に保管することも可能でしょうか。	配送車両の保管場所については、事業者の提案に委ねます。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
43	要求水準書	構内通路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	敷地内に従事者用駐車場を設ける場合、市有財産使用料を市に納めることになっていますが、使用料の原資はサービス対価となるため、入札価格に含むこととなります。したがって、使用料は無償としていただけないでしょうか。	使用料の免除は一定の事由に該当する場合に限られるため、無償にはできません。
44	要求水準書	構内通路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	従事者用自転車駐車場等には、市有財産使用料は生じないという理解でよろしいでしょうか。	来客等も利用する自転車駐車場については、使用料は徴収しません。ただし、従事者が通勤に利用する自転車の駐車場として排他的に使用する区画がある場合については、使用料を徴収します。
45	要求水準書	構内通路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	令和5年度の使用料(107,400円/m ²)について、北部と金額に大きく差がありますが記載の通りの金額でよろしいでしょうか。	記載のとおりです。 なお、当該額は、使用料ではなく、使用料の算定に用いる固定資産評価額です。
46	要求水準書	構内通路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	令和6年度以降の評価額の見直しの方向性について、費用の増減等現状わかる範囲でご教示いただけますでしょうか。	令和6年度の使用料算定に用いる固定資産評価額は112,100円/m ² です。当該評価額は、原則として、3年ごとに見直しを行います。
47	要求水準書	構内通路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	駐車場は本事業の調理員雇用に必要な要素にもかかわらず、駐車場料金が発生しますと事業費を圧迫してしまいます。駐車場使用料金を免除いただくことはできませんでしょうか。	使用料の免除は一定の事由に該当する場合に限られるため、無償にはできません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
48	要求水準書	構内道路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	敷地内通路の再整備の必要性が生じる可能性があるため、管理上支障のない範囲で、砂利敷などの簡易な舗装とするとあります。工事完成後、本事業に関係ない車両の往来により、砂利敷などの簡易な舗装面に沈下・不陸等が生じる可能性もあると思われませんが、事業者の業務範囲は粉塵対策であり、上記に対する補修措置は事業範囲外と考えてよろしいですか。	敷地内通路の維持管理業務についても本事業に含まれることから、補修措置も事業範囲です。
49	要求水準書	構内道路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	上記に関連し、舗装面の沈下・不陸等に対する補修を事業者範囲とする場合、どの程度の補修費を見込むべきか判断できません。一律の条件として、貴市にて敷地内通路の舗装仕様を指定の上、敷地内通路全体に対して〇%分の補修費を見込む等、ご提示頂けないでしょうか。	本施設関係者以外の車両通行の想定は、普通車が15以上40未満(台/日・方向)程度とし、これに耐えることができる舗装の仕様以上としてください。またその仕様を維持するために必要な補修費を見込むものとしてください。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
50	要求水準書	構内道路、 駐車場等	15	2	2	イ	イ (エ) c	敷地内通路の再整備の必要性が生じる可能性があるため、管理上支障のない範囲で、砂利敷などの簡易な舗装とするとあります。 本施設の外構計画にあたり、敷地内通路のレベル(勾配)を確認したいのですが、土地利用計画が未定とされていることから、当該通路の詳細も未定と思慮します。 上記より、敷地内通路のレベル(勾配)については、参考資料2敷地範囲図に示されるアスファルト舗装のレベル(勾配)を踏襲することが条件と考えてよろしいですか。	敷地内通路のレベル(勾配)については、事業者の提案に委ねます。ただし、本事業の計画等の段階において、本施設の敷地以外の旧東清掃事業所敷地の土地利用計画を決定した場合は、市と事業者にて協議を行うものとなります。
51	要求水準書	構内道路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	工事完成後、本事業に伴う車両通行を踏まえ、敷地内通路の一部を本設舗装とすることは、各応募者の提案によるものと考えてよろしいですか。 また、敷地内通路の再整備等に伴い、当該本設舗装の撤去、復旧が必要になる場合、本事業範囲外と考えてよろしいですか。	前段・後段ともに、お見込みのとおりです。
52	要求水準書	構内道路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	c 構内通路、駐車場等 (e)事業者用駐車場について、土地使用料を求めている。 事業者がより良い運営のために創意工夫する提案に対して、事業用地を有効に活用すればするほど事業費用が膨らむという仕組みは、コストの削減を望む貴市の理念と相反すると感じる。事業者の工夫やノウハウを発揮して運営を持続可能にする取組に対して、土地使用料を徴収するような取組はお考え直しいただきたい。	使用料の免除は一定の事由に該当する場合に限られるため、無償にはできません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
53	要求水準書	構内道路、 駐車場等	15	2	2	(2)	イ (エ) c	敷地内の従事者用駐車場の使用料の算定に求める固定資産評価額を令和6年度以降に見直す予定とのことですが、見直し後の評価額の公表時期をご教示ください。	令和6年度の使用料算定に用いる固定資産評価額は112,100円/㎡です。当該評価額は、原則として、3年ごとに見直しを行います。
54	要求水準書	外構計画 その他	16	2	2	(2)	イ (エ) g	a)事業用地は土壌の入替を敷地全体で計画仕上げレベルから50センチ行うとあります。解体後配置図のB-B断面は現況版から1m下がりが引き受け地盤です。必要範囲の埋め戻しは発生土の使用も可能と解釈してよろしいでしょうか。	土壌の入替を実施する計画仕上げレベルから50cm以深については、建物等の土工事等に伴う発生土を用いて埋戻しを実施することを可とします。
55	要求水準書	外構計画 その他	16	2	2	(2)	イ (エ) g	ここにある土壌の入替に関する記載は、8ページ「カ 土壌調査」(イ)に記載の「市が実施する」対策工事の内容を示しているのであって、落札者が土壌の入替を行わなければならないという意味ではないと理解してよろしいでしょうか。	当該土壌の入替は、市が実施する解体工事において行われる対策工事とは別に、事業者が行うべき業務となります。
56	要求水準書	外構計画 その他	16	2	2	(2)	イ (エ) g	土壌の入替の範囲として、敷地全体の範囲(建物下を除く約6,000㎡)とする旨が示されています。「要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答」のNO88では、申請や許可手続き上の敷地に敷地内通路を含める旨の回答が示されています。 上記より、敷地内通路(幅:約7.5m×長さ:約120m)の範囲(約900㎡)についても、土壌の入替を行う範囲となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
57	要求水準書	外構計画 その他	16	2	2	(2)	イ (エ) g	上記に付随し、敷地内通路について土壌の入替の範囲となる場合、入替作業中は解体工事に伴う工事車両の搬出入ができなくなります。解体工事受注者との協議・調整においては、貴市にもご助力頂けると考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書	外構計画 その他	16	2	2	(2)	イ (エ) g	土壌の入替の範囲として、深さは計画仕上げレベルから50cm(舗装厚等を含む)と記載されています。 上記より、仕上げレベルから50cmよりも深い範囲については、本施設の土工事等に伴う建設発生土を用いて埋戻し、盛土を行うことは可能と考えてよろしいですか。	可とします。
59	要求水準書	手作り調理 について	21	2	2	(3)	イ (ア)	想定調理工程について「炒める、煮る⇒炊飯」とありますが、炊き上がったご飯に具材を混ぜ込む工程といった認識でよろしいでしょうか。	炊飯後に具材を混ぜ込む後混ぜ、具材を加えてから炊飯する炊込みのどちらの調理工程も想定しています。
60	要求水準書	多目的室	23	2	2	(3)	ウ (ア) c (i)	(i)にて、原則として、土足利用とし～上履との履き替えスペースを適切に設ける。とありますが、一般の方が土足となるのは、WCや昇降機設備などの利用も含めて運用や管理はもちろん、衛生面においても余分な設備等が必要となります。土足運用を要求水準から外していただけないでしょうか。	多目的室は、児童生徒や食育関係団体等の多数の利用を想定していることから、現行のとおりとします。
61	要求水準書	市職員用事務室	23	2	2	(3)	ウ (ア) a	市職員用事務室備品(オフィス向け複合機)1台納入とありますが、メンテナンスも必要となることからリース品がベターと考えますが宜しいでしょうか、ご指示願います。	市職員用事務室備品(オフィス向け複合機)は、要求水準書に記載のとおり、市が別途整備します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
62	要求水準書	多目的室	23	2	2	(3)	ウ (ア) c (d)	多目的室について、ウェブ会議システムを設ける旨が記載され、「要求水準書(案)」に関する質問・意見に対する回答」のNO176において、必要な備品について回答頂いております。上記備品のうち、大型モニターがございありますが、その大きさについて、貴市の要望する大きさと、応募者の想定する大きさに齟齬が生じないよう、〇インチ以上など、ご指定頂けないでしょうか。	100インチ以上を想定していますが、多目的室の形状、大きさ等に合わせたモニターのサイズ、台数等の提案も可とします。
63	要求水準書	事前調査業務及びその関連業務	27	2	2	(6)	イ (ア)	事業者が必要と判断する調査一式(家屋調査)を行うとありますが、事前に解体工事の際に家屋調査を実施されると思います。今回の事業全体を継続的に実施するためにも、その範囲について開示願います。	解体工事にて実施する家屋調査の範囲は、緩衝緑地を除く敷地境界から30mの範囲を基本とし、解体工法等による影響を考慮した上で、必要に応じて、それ以上の範囲を実施することも可としています。
64	要求水準書	事前調査業務及びその関連業務	27	2	2	(6)	イ (ア)	調査の実施で家屋調査がありますが、貴市で想定されている調査対象範囲をお示し頂けないでしょうか。	事業者が必要と判断する範囲を実施してください。
65	要求水準書	施工品質管理方針書の作成	29	2	2	(8)	ア (ウ) b (a) ⑤	施工時のモニタリングの方法について具体的なご指示をいただけますか。	施工時のセルフモニタリングの方法については、事業者の提案に委ねます。ただし、セルフモニタリングの内容については、協議の上で設定します。
66	要求水準書	広報資料の作成	36	3	2	(11)	イ	開業準備業務のDVD等の作成について、制作に伴う調理風景等の撮影を挿入する場合、給食開始以降に撮影を行い、提出させていただいてもよろしいでしょうか。	原則として、調理風景等の撮影は、開業準備業務の調理リハーサル等を活用ください。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
67	要求水準書	業務従事者の要件等	49	5	1	(3)	ア	配送責任者につきまして、給食センター内に常駐する必要はありますでしょうか。	配送責任者の給食センターへの常駐の有無については、事業者の提案に委ねます。
68	要求水準書	非加熱提供する果物	52	5	3	(1)	ア (ウ)	本施設でりんご、和梨を提供するとなっておりますが、要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.258で皮むきが必要な果物の提供は、想定していないとなっているため、提供する際は皮つきのまま提供するとの認識でよろしいでしょうか。	りんごと和梨については、皮つきのまま提供することはありません。皮むき加工がなされているりんご等がある場合に提供することを想定しています。
69	要求水準書	配送及び回収時刻等	53	5	5	(2)	ア	各学校への配送は補助者(2名体制)は必要でしょうか。	補助者の配置については、事業者の提案に委ねます。
70	要求水準書	配送及び回収時刻等	54	5	5	(2)	表	学校によって昼食時間(喫食時間)が異なりますが、理由をご教示ください。	昼食時間は、各配送校における学校運営等の状況に応じて決定しています。
71	要求水準書	開催時間及び内容	56	5	9	(2)	イ	試食会の費用についてはどちらが負担するのでしょうか？	食材費については、市の負担です。要求水準書P55記載の(2)試食会対応に係る費用については、事業者負担とします。なお、後日、サービス購入費として支払います。
72	要求水準書	ミキサー食対応	56	5	10	(2)	イ	ミキサー食の提供について、可食量や水分の加水有無等を確認したく、参考に調理指示書をご教示ください。	可食量については、真空断熱フードジャー及び小容量配食容器に配食できる量を最大と想定しています。加水については、汁物以外(ごはんやパン、揚げ物、焼き物、和え物、煮物等)は、ミキサーにかかる程度の加水を想定しています。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
73	要求水準書	炊き出し等	57	5	10	(5)	イ	小学校施設の補完業務が書かれていますが、要求水準書12ページのエの防災力向上のイでは避難所への補完機能と記載されています。避難所の補完機能、1日72時間以降9000食1日1回はどちらに配送すればよろしいですか？	炊き出し等業務の配送業務については、配送及び回収業務と同等の配送圏域を想定しています。なお、要求水準書においては、炊き出し及び配送等の実施に当たっては、その詳細及びサービス対価の支払い時期等に係る協定を締結するものとし、必要な経費はPFI事業費に含めないこととしています。
74	要求水準書	付帯事業	61	7	4	(4)		付帯事業の土地の使用料の算定基準となる固定資産評価額は、要求水準P15(e)記載「令和5年度107,400円/㎡。令和6年度以降見直し予定」との認識で正しいでしょうか。	使用料算定に用いる固定資産評価額は、その用途、目的等に応じて定めます。
75	要求水準書	付帯事業	61	7	4	(4)		付帯事業の建物の使用料の基準は、相模原市市有財産条例第6条(2)における「使用に係る建物について市長が定めた評価額」との理解ですが、入札の公平性を保つために、「敷地内の従事者用駐車場」の算定基準同様に、入札時の基準値をお示ください。	建物の使用に係る使用料については、建物の評価額をもって算定するため、あらかじめその額をお示しすることは困難です。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
1	参考資料	3-1 インフラ現況 図(上水道)						参考資料3-1 インフラ現況図(上水道)及び参考資料5-1 既存施設に関する資料 に当該敷地に対する上水道が不明です、ご指示願います。	事業用地内に本事業で使用するために引き込まれた給水はありません。
2	参考資料	5-1 既存施設に 関する資料						既存施設の管理棟の既存杭は残置とありますが、今回の施設の計画にあたり、配布図面と相違があり、新設の建物の基礎、杭と干渉した場合は協議に応じて頂けると考えれば宜しいでしょうか。ご指示願います。	既存杭の現況と参考資料5-1既存施設に関する資料及び解体工事にて記録する既存杭頭の位置、高さ、径等の記録結果に相違がある場合は、事業契約書(案)に定めるところにより、協議を行います。
3	参考資料	5-1 既存施設に 関する資料						管理棟の解体は地階までであり、杭のみ残置とし、地階部分は埋め戻されていると考えれば宜しいでしょうか。また杭の位置については位置出しがされていると考えれば宜しいでしょうか。	前段について、お見込みのとおりです。後段について、杭の位置の位置出しは行いませんが、解体工事にて記録する既存杭頭の位置、高さ、径等の記録結果を調査完了次第提供します。
4	参考資料	5-1 既存施設に 関する資料						先行解体工事において管理棟の既存杭の撤去をお願いできないでしょうか。	現行のとおりとします。
5	参考資料	5-1 既存施設に 関する資料						既存施設に関する資料の解体後配置図ですが、アスファルト舗装の撤去、植栽の伐根、南側の擁壁も撤去も市側で行う理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
6	参考資料	5-1 既存施設に関する資料						1.管理棟 既存施設参考図面ですが、杭残置とのことですが、それ以外の地中障害が発生した場合は別途という理解でよろしいでしょうか。	残置予定の施設については、参考資料5-1既存施設に関する資料のうち旧東清掃事業所参考図面の1~5図において残置、存置又は撤去工事対象外と記載のある施設等及び既存施設参考図面の「1.管理棟」の杭です。また、別添の資料②のとおり現況GL-5m以深の井戸ケーシングも存置となります。上記以外の残置物等が発生した場合は、事業契約書(案)に定めるところにより、協議を行います。
7	参考資料	5-1 既存施設に関する資料						1.管理棟 既存施設参考図面ですが、引受地盤(+0)から既存杭は鉄筋も含め露出していない状態での引渡しという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	参考資料	5-1 既存施設に関する資料						4.外構図 電柱(鎌倉道33)の移転先と移転時期をお教えてください。	移転先は、参考資料5-1の既存施設に関する資料のうち旧東清掃事業所参考図面の「2.解体後配置図」に記載のとおりです。また、移転は、令和7年7月までに実施予定です。
9	参考資料	5-1 既存施設に関する資料						1.全体配置図の受水槽・遮音壁は解体工事にて撤去される計画でしょうか。	お見込みのとおりです。
10	参考資料	5-1 既存施設に関する資料						南)参考資料5-1 既存施設に関する資料において、市側で行う工事との認識ですが、事業者側で行う工事があればお教えてください。	事業者が実施すべき工事等はありません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
11	参考資料	9 調理指示書 例						要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.193で同一料理において出汁やスープ取り等は2回転調理に含まないとありますが、参考資料9 10月10日 大根のプルコギとトック汁や10月18日 ひじきの炒り煮とのっぺい汁では、それぞれ同じスープや出汁を使用しますが、同一料理ではないため、必ず分けて取らなければならないのでしょうか。	複数の料理に同一のスープや出汁を使用する場合、分けて取る必要はありません。
12	参考資料	11 標準的な配 膳業務の流れ						給食時間の業務内容に食器・食缶受取り補助として牛乳保冷庫からの受渡しとありますが、配膳室が2室以上ある場合でも牛乳は保冷庫が設置されている配膳室での受渡しとの認識でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■落札者決定基準

No	資料名等	項目	該当箇所				質問	回答
			頁	1	(1)			
1	落札者決定基準	入札価格の確認	3	3	(1)		入札価格の確認は、様式A-2-1への記載金額と予定価格の税抜き15,245,907千円との比較で行われる認識で大丈夫でしょうか。	お見込みのとおりです。なお、様式A-2-2において、入札価格に消費税及び地方消費税を加えた額が、16,745,498千円を超えないことについても確認します。
2	落札者決定基準	施設整備に関する提案	8	3	(3)	III	III 施設整備に関する提案 4 施工計画 工事中の近隣への影響にて、建設工事に伴う近隣への影響を最小限に抑制するために、実効性のある提案がなされているか。(工事中の騒音、振動、臭気、粉塵、交通渋滞等)とありますが、実際に工事が行われている期間では、隣接地で行われている既存施設の解体工事と給食センター新築工事で長期にわたりラップしている期間があるため、この間の騒音・振動・粉塵、工事車両などの出入りなど、周辺の方々には区別がつかない状況になるかと思いますが、この辺りはどのようにお考えでしょう。	本事業において実施可能な範囲の提案としてください。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■落札者決定基準

No	資料名等	項目	該当箇所				質問	回答
			頁	1	(1)			
3	落札者決定基準	性能審査	9	3	(3)	Ⅲ	<p>施工計画において、工期遵守への対策が評価の主な視点として記載されています。</p> <p>工程計画の検討は、まだ行っておりませんが、「要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答」より、設計・建設期間の不足を懸念される応募者が見受けられるなか、時間外労働時間の罰則付き上限規制を遵守しながら、令和8年9月の工期遵守への対策について実効性のある提案ができるのか疑問がございます。</p> <p>仮に、工期遵守について何らかの提案を行った場合、令和8年9月の工期遵守について落札者に履行義務(リスク)が生じるのでしょうか。</p>	<p>事業者には、提案書類等に従い、契約を履行する義務が生じます。</p> <p>なお、令和8年12月の給食提供開始が要求水準であり、給食提供開始時期を遵守することを条件とし、開業準備期間の短縮などによる設計・建設期間の延長は可とするとともに、基本協定書(案)に記載のとおり、設計の打合せを含む準備行為には、市も協力します。</p>
4	落札者決定基準	性能審査	9	3	(3)	Ⅲ	<p>上記に付随し、令和8年9月の工期遵守について落札者に履行義務(リスク)が生じる場合、応募者によっては当該リスク回避のため、工期遵守に関する提案を一切記載しないことも考えられます。その場合、加点基準E:具体的かつ適切な提案が極めて少ないに該当し、加点項目である施工計画は0点とされるのでしょうか。あるいは、要求水準未達として失格になるのでしょうか。</p>	<p>落札者決定基準に記す施設整備に関する提案のうち、施工計画において、工期遵守への対策に係る提案がない場合、当該項目への得点は付与されません。</p> <p>また、提案の有無に係らず、令和8年12月の給食提供開始は要求水準であり、未達が確認された場合は失格となります。</p> <p>なお、施工計画において、工期遵守への対策について提案がなされない場合であっても、その他の加点項目に係る提案との整合を図る必要があります。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■落札者決定基準

No	資料名等	項目	該当箇所				質問	回答
			頁	1	(1)			
5	落札者決定基準	総合評価点	15	3	(5)		<p>最優秀提案の選定にて、総合評価点 = 性能評価点(600点満点) + 価格評価点(400点満点)となっていますが、価格評価点の比率が高く、性能よりも価格を重視した提案の点数が高くなってしまふという懸念があります。昨今の物価高騰や労働基準法改正による影響を鑑みると、より良い学校給食センターの選定という意味でも、性能評価点:価格評価点を8:2もしくは7:3としていただけますでしょうか。</p>	<p>現行のとおりとします。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
1	様式集	提案審査書類作成要領	1		1	(1)		使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とする旨の記載があります。図、表を添付する場合の文字の大きさは、判読可能な大きさであれば、10.5ポイント未満でもよろしいでしょうか。 また、10.5ポイント未満の文字の大きさを使用することが可能な場合、最小サイズの指定がございましたらご教示下さい。	前段については可とし、これに合わせて様式集を修正します。 後段について、最小サイズの指定はありません。
2	様式集	提案審査書類作成要領	1		1	(1)		「使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること」とありますが、図表やイラスト等に用いる文字の大きさはこの範囲内でなくてもよろしいでしょうか。	図・表内等の文字の大きさは、判読可能であれば10.5ポイント未満も可とし、これに合わせて様式集を修正します。なお、最小サイズの指定はありません。
3	様式集	提案審査書類作成要領	1		1	(2)		「提案書には、金融機関名も含め、社名等の提出者を特定できるような事項の記載を一切行わないこと」とありますが、例えば「設計企業A、建設企業B…」のように名称を置き換えればよろしいでしょうか。	可とします。なお、提出者が特定されなければ、記載方法の指定はありません。
4	様式集	提案審査書類作成要領	1		1	(2)		様式の所定の位置に「ページ番号(当該ページ番号/総ページ番号)」を記載することになっていますが、総ページ番号とすると提案書の最終編集時に作業が煩雑となり、かつページ番号に齟齬が生じる可能性がありますので、「当該ページ番号/様式区分毎の総ページ番号」としていただけないでしょうか。	ページ番号は、様式ごとに(当該ページ番号/総ページ番号)としてください。 (記載例) 様式C-3が2ページ、様式C-4が1ページの場合 ・様式C-3 → 1/2、2/2 ・様式C-4 → 1/1

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
5	様式集	提案審査書類作成要領	1		1	(2)		提案書には「提案者を特定できるような事項の記載を一切行わないこと」とありますが、提案者を特定できない記載であれば金融機関や地域活動グループ名等は記載しても良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	様式集	提案審査書類作成要領	2		2	(1)		「様式A-1、A-3-1～A-3-3を番号順にまとめて左側2か所をホッチキスで綴じた正本1部、副本3部の合計4部と、様式A-2-1及びA-2-2の正本1部を合わせて封入し、提出すること。」とありますが、封筒に封入するのは様式A-2-1及びA-2-2のみとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	様式集	提案審査書類作成要領	2		2	(1)		「様式A-1、A-3-1～A-3-3を番号順にまとめて左側2か所をホッチキスで綴じた正本1部、副本3部の合計4部と、様式A-2-1及びA-2-2の正本1部を合わせて封入し、提出すること。」とありますが、様式A-1、A-3-1～A-3-3は左側2か所をホッチキスで綴じた上で、ファイリング等の必要はございませんでしょうか。	ファイリング等の要否は、指定しません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
8	様式集	提案審査書類作成要領	3		2	(2)	ウ	「計算の数式が入った Excel 版の様式については、計算の数式算式や他のシートとのリンク等を残し、計算過程が明らかな状態で提出すること」との指示を踏まえ、現状別ファイルに配置されている「様式G-12」「様式H-3～5」「様式I-1～6」のシートを一つのファイルにまとめ、ファイルに含まれる様式名がわかるファイル名を付与した上で、提出することを許容ください。 (これは、別ファイルに配置されている「様式G-12」「様式H-3～5」「様式I-1～6」の計算の数式算式等をリンクした場合にシステムエラーが生じやすくなる可能性を回避する等のためをお願いする次第です。)	可とします。
9	様式集	提案審査書類作成要領	3		2	(2)	ウ	「ファイル名は、登録番号と様式No.を記載し、閲覧しやすいよう配慮したフォルダ構造とすること。」とありますが、様式A～様式J全てのデータファイル名1つ1つに登録番号を記載するということでしょうか。(例えば、ファイル名を「登録番号_様式B-1_事業方針に関する提案」とする等)	お見込みのとおりです。
10	様式集	提案審査書類作成要領	3		2	(2)	エ	「提案内容を補足するものとして、企業・団体の関心表明書等の資料を添付することも可とする。」とありますが、提案書の最終頁にまとめて添付すればよろしいでしょうか。また、金融機関の関心表明書についても添付方法をご教示ください。	前段について、可とします。 後段について、関心表明書の添付方法に特段の指定はありません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
11	様式集	提案審査書類作成要領	3		2	(2)	エ	関心表明書等の発行企業・団体名は、提案者を特定できなければ、黒塗り等する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	様式集	提案審査書類作成要領	6 ・ 7					提案書様式G・H・I(EXCELのシート)における金額欄は、特に「税込」との記載がない限り、「税抜(消費税及び地方消費税を含まない)」で入力(記載)するとの理解で正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	様式集	様式A-2-1 入札書						入札書の代理人は、様式1-11の受任者といった認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	様式集	様式F-7 配送計画に関する提案						配送計画表の添付について、別添資料として追加して添付させていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとし、資料の追加は不可とします。
15	様式集	様式G-1 面積表						面積は施設内全室の各室面積を記載するという認識で宜しいでしょうか。主要な室のみ記載の上、各区域の面積をまとめて記載する場合室面積合計と区域面積合計が一致しないですが宜しいでしょうか。	原則として、室及び部分ごとに、全て記載してください。ただし、主要な室及び部分以外については、複数の室及び部分を合算して記載することも可とします。なお、この場合には、室面積の考え方の欄に、室名及び部分の名称を全て記入してください。また、エリアごとの面積の合計が、建物延べ面積となるよう記載してください。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
16	様式集	様式G-2 内部仕上表						仕上材記入欄が狭く、見にくくなる恐れがあるため、A3横使いの書式に改編しても宜しいでしょうか。	A3横も可とし、これに合わせて様式集を修正します。
17	様式集	様式G-11 調理作業工程表・作業動線図						G-11 調理作業工程表・作業動線図 要求水準書p.56でミキサー食について、ミキサー食に適さない食材を除いて調理しますが、参考資料9 調理指示書例でミキサー食についての調理指示がないため、ご教授ください。	生徒の個別事情等により取り除く食材が異なるため、様式G-11の記載に当たっては、食材を取り除く工程は省略してください。 なお、ミキサー食の調理工程については、次のとおりです。 ①各料理が出来上がり次第、ミキサー食用に1人分量×食数分を取り出す。 ②汁物以外は、料理ごとにミキサーにかかる程度の水分を加水し、なめらかになるまでかける。 ③②を加熱し、温度確認する。 ④個別の容器に配食する。 また、味付煮干しや小袋アーモンド等の添物については、ミキサー食対応を想定していません。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
18	様式集	様式G-10 調理設備計 画概要						G-12調理設備・備品一覧表中に、2「調理設備」については、平面図(任意G-4)と併せて示される調理設備一覧表に示す番号を記入してください。との記載がありますが、平面図では記載する情報量が多いうえ、調理設備は破線等で記入することとありますので、調理設備・備品一覧表との照合をするのであれば、G-10調理設備概要の「配置図」に機器番号を記載する、もしくはG-12調理設備・備品一覧表に番号を記載した配置図を付帯した方が番号が見やすいので、配置図もしくはG-12調理設備・備品一覧表への記載でよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ、G-10調理設備概要の配置図に番号を記入することとし、これに合わせて様式集を修正します。
19	様式集	様式G-10 調理設備計 画概要						G-10の制限枚数が2枚の場合、指定された記載内容を網羅するスペースが限定されるので枚数を増やしていただけますでしょうか。	ご意見を踏まえ、4枚以内とし、これに合わせて様式集を修正します。
20	様式集	任意H-6 決算報告書						有価証券報告書は、1か年分だけでも多ページであり、社名等を黒塗りする必要があるため、財務諸表が記載している箇所のみ抜粋して提出すればよろしいでしょうか。	財務諸表記載箇所のみ抜粋も可とします。
21	様式集	様式I-1 初期投資見 積書						「調理設備設置費」の定義をご教示ください。 (「調理設備調達費」に加算される費用があれば、その具体的な費用例をご教示ください)	前段について、要求水準書第1の4(4)及び第2の2(4)に記載のとおりです。 後段について、「調理備品調達費」に係るご質問であれば、先述の定義及び要求水準書第2の2(10)を確認の上、計上してください。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
22	様式集	様式I-2～5 維持管理費 見積書 修繕・更新 見積書						修繕・更新費は維持管理費の構成費用(内数)と理解しています。 維持管理費見積書(年次計画表、内訳表)は業務毎に「人件費・諸経費・その他」に区分されていますが、当該区分に「修繕・更新費」を加え、修繕・更新見積書(年次計画表、内訳表)の数値とリンクさせ、維持管理費を集計することに問題がないかご教示ください。	前段について、お見込みのとおりです。 後段について、修繕・更新費は様式I-4及び様式I-5にのみ計上してください。
23	様式集	様式I-4 修繕・更新 年次計画表 と 様式H-5 損益計算 書・消費税 等計算書の 関係						様式I-4修繕・更新年次計画は、事業期間の平準化を行い、様式I-2維持管理費見積書(年次計画表)の固定費とともに、H-5損益計算書・消費税等計算書の売上欄・サービス購入D相当収入に加算し、費用欄・④維持管理費に加算する考えで大丈夫でしょうか。	お見込みのとおりです。
24	様式集	様式J-1 事業スケ ジュール						様式J-1事業スケジュールの備考欄に、令和7年1月から令和9年1月までのスケジュールを作成する旨の記載があります。設計・建設期間について、令和6年12月からとされていますが、令和7年1月からのスケジュールの作成で宜しいでしょうか。ご指示願います。	設計・建設期間は、令和6年12月から令和8年12月までのスケジュールを記載することとし、これに合わせて様式集を修正します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア		
25	様式集	様式J-1 事業スケ ジュール						<p>様式J-1事業スケジュールの備考欄に、令和7年1月から令和9年1月までのスケジュールを作成する旨の記載があります。</p> <p>「要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答」より、設計・建設期間の不足を懸念される応募者が見受けられます。</p> <p>仮に、工程計画の検討を行った結果、令和8年9月の工期内に工事完了が見込めない場合、令和9年1月以降のスケジュールの作成が必要になりますでしょうか。</p> <p>あるいは、落札時に工期遵守のリスクが生じないことを前提に、令和8年9月の工期に工事完成するものとし、指定の令和9年1月までのスケジュールを作成する対応でよろしいでしょうか。</p>	<p>令和8年12月の給食提供開始が要求水準のため、令和6年12月から令和8年12月までのスケジュールを作成してください。</p> <p>また、事業契約締結前の準備を予定している場合、当該準備に係る記載も可とし、これに合わせて様式集を修正します。</p> <p>なお、事業者には、提案書類等に従い、契約を履行する義務が生じるとともに、要求水準の未達が確認された場合は失格となります。</p>
26	様式集	様式J-1 事業スケ ジュール						<p>配送校改修工事が本様式項目に挙げられていないですが、欄を追加して記載する認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>様式集を修正し、学校配膳室等改修工事の欄を追加します。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■基本協定書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所				質問	回答
			頁	条	項	号		
1	基本協定書(案)	特別目的会社の設立等	2	3	1	(2)	「特別目的会社の本店所在地は、相模原市内とする。」とありますが、本店を事業予定地に置くことは可能ですか。	可とします。
2	基本協定書(案)	事業契約	3	6	1		「市及び事業者は、要求水準書等及び提案書類に従い、事業契約に係る仮契約を、本協定締結後、令和6年10月を目途に、市と特別目的会社との間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。」とありますが、1ヶ月で特別目的会社設立から仮契約は難しい可能性があります。最大限遅くなった場合の仮契約締結の期日を現在分かる範囲でご教授ください。	本事業契約の締結に当たっては、あらかじめ議会の議決を経る必要があることから、事業スケジュールに鑑み、令和6年10月に仮契約を締結することを想定しています。
3	基本協定書(案)	事業契約	4	6	8		「賠償金として、提案書類に基づき事業契約の契約金額となるべき金額に(中略)市に支払う義務を連帯して負うものとする。」とありますが、当該賠償金の対象は、基本協定書(案)前文にて定義されてる「グループを構成する法人(構成企業(代表企業及び構成企業名)及び協力企業」であり、「事業予定者(SPC)」ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■基本協定書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所				質問	回答
			頁	条	項	号		
4	基本協定書(案)	事業契約	4	6	8		「賠償金として、提案書類に基づき事業契約の契約金額となるべき金額に(中略)市に支払う義務を連帯して負うものとする。」との記載がございます。当該賠償金の対象は、基本協定書(案)冒頭にて定義されてる「グループを構成する法人(構成企業(代表企業及び構成企業名)及び協力企業)」であり、「事業予定者(SPC)」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	基本協定書(案)	事業契約	4	6	8		第6条第8項「事業者のいずれかが第6条各号のいずれかに該当する場合、市が事業契約に係る仮契約を締結しないか、本契約を成立させないか、又は事業契約が解除されるか否かにかかわらず、帰責企業等は事業契約の契約金額となるべき金額(消費税込み)の10%の違約金支払の義務を連帯して負うものとする」を、「(前文同じ)市は帰責企業等に(中略)違約金支払の義務を連帯して負わせることができるものとする」との「市のできる規定」へ修正することをご検討ください。 これは、第6条第5項但書にて、「参加資格を喪失した構成企業または協力企業に代わって、参加資格を有する構成企業又は協力企業を補完することにより、市の判断で事業契約に係る仮契約を締結し、又は本契約を成立させることができる」との貴市の判断による救済措置を活かし、当該但書による事業継続の選択肢を残すため、ご検討をお願いする次第です。	原案のとおりとします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■基本協定書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所				質問	回答
			頁	条	項	号		
6	基本協定書 (案)	秘密保持	6	9	3		「(4)市が守秘義務契約を締結した市のアドバイザーに開示する場合」と同様に「(5)事業者が守秘義務契約を締結した事業者のアドバイザーに開示する場合」を追加することをご検討ください。	基本協定の締結に係る協議等において取扱いを決定します。
7	基本協定書 (案)	秘密保持	6	9	3	(1)	対象に金融機関は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。含まれない場合は、「本事業の遂行に係る資金調達に関して金融機関と協議を行う場合」等の規定を追記いただけないでしょうか。	前段について、金融機関は「法令上の守秘義務を負担する者」には含みません。後段について、基本協定の締結に係る協議等において取扱いを決定します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
1	事業契約書(案)	維持管理・運営業務の履行の保証	15	1	13	3	(3)	「別紙2に定めるサービス購入費D及びサービス購入費Eの維持管理・運営期間の2年度目に相当する金額の合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額」と記載がありますが、具体的には、サービス購入費D及びサービス購入費Eの1年分の対価の合計に100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額という理解でよろしいでしょうか。	記載のとおりです。 維持管理・運営期間の2年度目、1年分に相当する金額を指します。
2	事業契約書(案)	契約の保証	15	1	13	3		開業準備業務及び維持管理・運営業務の契約保証についてですが、通常、特に維持管理運営期間は長期間であり、他案件でも求めない場合があります。本事業についても開業準備業務及び維持管理・運営業務に対する保証を免除頂けますよう検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
3	事業契約書(案)	契約の保証	15	1	13	3		開業準備業務及び維持管理・運営業務に対する保証が求められていますが、通常、当該業務に関しては保証を入れることはなく、事業者として対応が困難です。開業準備業務及び維持管理・運営業務に対する保証は免除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	事業契約書(案)	許認可等の手続	17	1	16	5		貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
5	事業契約書(案)	許認可等の 手続	17	1	16	5		貴市にご負担いただく追加費用について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	事業契約書(案)	市の請求による要求水準書の変更	18	2	19	3		貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	事業契約書(案)	市の請求による要求水準書の変更	18	2	19	3		貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	事業契約書(案)	適合確認の 通知方法	19	3	21	4		金融機関から建設期間中の融資を受けるためには「書面による通知」が必要なため、念のための確認です。 審査結果に基づき適合確認をした時の市から事業者への通知方法は、第3条第5項の定義記載のとおり、書面による通知との理解で正しいでしょうか？ また実施設計の場合(第21条第9項)も同様との理解で正しいでしょうか？	前段・後段ともに、お見込みのとおりです。
9	事業契約書(案)	設計	20	3	21	12	(1)	貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
10	事業契約書(案)	設計	20	3	21	12	(1)	貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	事業契約書(案)	本件工事	21	3	23	4	(1)	貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	事業契約書(案)	本件工事	21	3	23	4	(1)	貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	事業契約書(案)	第2節 建設工事、 工事監理業務	21	3	23	4		<p>第23条、4において、本件工事の完成が遅延した場合の措置が記載されています。</p> <p>「要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答」のNO6等に記載のとおり、時間外労働規制が既に適用されているため、第23条、4、(3)の法令の変更に伴う費用・損害の扱いは該当しないと思われま。</p> <p>また、設計・建設期間の不足を懸念する応募者の質問に対し、設計・建設期間について協議する旨の回答がなされていることから、貴市におかれても、設計・建設期間の不足について、ご理解頂いていると存じます。</p> <p>従って、上記、設計・建設期間に関する協議による本件工事の完成時期延期は、第23条、4、(1)に該当し、工期延長及びそれに伴う増加費用は、貴市にてご負担頂けると考えてよろしいですか。</p>	<p>令和6年1月15日付け回答は、事業契約締結後、法改正等に伴い社会経済情勢に大きな影響が生じたこと等により、国から新たな工期の算定方法等が示された場合において、事業者が国の通知等に則った施設整備期間の見直しを行った結果、維持管理・運営業務の開始日の変更が必要な場合を想定したものです。</p> <p>このような要因がない中において、設計・建設期間の不足を事由とした施設の維持管理・運営開始予定日の変更等は、市の責めに帰すべき事由には該当せず、この場合のリスクについても、市が分担するものではありません。</p>

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
14	事業契約書(案)	第2節 建設工事、 工事監理業務	21	3	23	4	<p>上記に関連し、令和6年1月26日に公表された実施方針(修正版)における表1リスク分担表(案)に記載される、工事遅延・未完工リスクでは、市の要求による設計変更が市のリスク、それ以外は事業者のリスク分担となっていますが、上記のとおり、設計・建設期間の不足を事由とする工期延長は、市のリスク分担と考えてよろしいですか。</p> <p>また、工事費増大リスクについても、市の指示による場合が市のリスク、それ以外は事業者のリスク分担となっていますが、上記を事由とする工期延長に伴う工事増大リスクは、市のリスク分担と考えてよろしいですか。</p>	<p>令和6年1月15日付け回答は、事業契約締結後、法改正等に伴い社会経済情勢に大きな影響が生じたこと等により、国から新たな工期の算定方法等が示された場合において、事業者が国の通知等に則った施設整備期間の見直しを行った結果、維持管理・運営業務の開始日の変更が必要な場合を想定したものです。</p> <p>このような要因がない中において、設計・建設期間の不足を事由とした施設の維持管理・運営開始予定日の変更等は、市の責めに帰すべき事由には該当せず、この場合のリスクについても、市が分担するものではありません。</p>	
15	事業契約書(案)	事前調査業務	23	3	29	5	<p>貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	
16	事業契約書(案)	事前調査業務	23	3	29	5	<p>貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	
17	事業契約書(案)	開始時調達物の範囲について	25	3	30	7	<p>開始時調達物のうち、現時点で、開業時に市が所有権の保有を想定していないものがあれば、例示いただけると幸いです。例えば、車両についても事業開始時に市が所有権を取得されることをお考えですか。</p>	<p>開始時調達物等の所有権取得については、事業者の提案に委ねます。</p>	

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
18	事業契約書(案)	開始時調達物等の調達	25	3	30	7	-	「開始時調達物とは、・・・配送車両その他要求水準書に事業者が調達する物・・・」と定義されています(8ページ第2条(13))。 「・・・本事業契約等で別段の定めのあるものを除き、市は、開始時調達物等の所有権を取得する。」とありますが、リース車両を含め市の所有物とするように手配する必要があるのでしょうか。	リース車両については、市の所有物とする必要はありません。
19	事業契約書(案)	近隣対応・対策業務	26	3	32	6		貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	事業契約書(案)	近隣対応・対策業務	26	3	32	6		貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	事業契約書(案)	工事の中止	28	3	35	5		貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	事業契約書(案)	工事の中止	28	3	35	5		貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	事業契約書(案)	事業者の請求による本件引渡予定日の変更	29	3	38	2		貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
24	事業契約書(案)	事業者の請求による本件引渡予定日の変更	29	3	38	2	貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
25	事業契約書(案)	市の請求による本件引渡予定日の変更	29	3	39	2	貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
26	事業契約書(案)	市の請求による本件引渡予定日の変更	29	3	39	2	貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
27	事業契約書(案)	臨機の措置	30	3	41	4	貴市にご負担いただく費用について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
28	事業契約書(案)	臨機の措置における費用負担	30	3	41	4	臨機の措置ですので、官民イコールフットイングの観点から、臨機の措置における費用負担は市と事業者との協議のうえ決定することが適当と考えます。 第41条第4項規定のうち、「事業者がサービス購入費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分」については、「市と事業者が協議のうえ、事業者がサービス購入費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分」へ変更してください。	原案のとおりとします。	

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
29	事業契約書(案)	施設整備業務に伴う一般的な損害	30	3	42			貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	事業契約書(案)	施設整備業務に伴う一般的な損害	30	3	42			貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	事業契約書(案)	本件工事に伴い第三者に及ぼした損害	30	3	43	1		貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	事業契約書(案)	本件工事に伴い第三者に及ぼした損害	30	3	43	1		貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	事業契約書(案)	本件工事に伴い第三者に及ぼした損害	30	3	43	2		貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	事業契約書(案)	市による各施設の所有	31	3	46	1		引渡し完了した場合、貴市より引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、その場合、当該書面の発行にはどの程度の時間を要しますでしょうか。金融機関による融資に際して必要となる書類であることから、引渡予定日当日に交付いただけますようご配慮をお願いいたします。	完成確認書の交付後、目的物引渡書の提出を受けたときは、速やかに、当該引渡書の下段に引渡しを受けた旨を記載し、交付することを想定しています。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
35	事業契約書(案)	市による各施設の所有	31	3	46	1		本施設の引渡しの際に、引渡しが完了したことを証する書面を発行いただけないでしょうか。また、その場合、当該書面の発行にはどの程度の時間を要しますでしょうか。金融機関による融資に際して証憑として提出する書類であることから、通常他のPFI案件では、引渡予定日当日に交付いただくものと理解しております。	完成確認書の交付後、目的物引渡書の提出を受けたときは、速やかに、当該引渡書の下段に引渡しを受けた旨を記載し、交付することを想定しています。
36	事業契約書(案)	住宅品確法の適用	33	3	47	11		住宅品確法第2条『「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)』の定義に照らし、本施設は住宅ではありません。本施設が非住宅にも関わらず、本条を規定している理由をご教示ください。住宅品確法の条項を適用することに合理性がない場合は、本条を削除して下さい。	中央建設業審議会が作成した公共工事標準請負契約約款を踏まえて規定したのですが、事業者にとって当該条項が規定されていることによる不都合が生じる場合等については、仮契約の締結に係る協議等において取扱いを決定します。
37	事業契約書(案)	各施設の契約不適合	33	3	47	13		「様式2の「保証書」を各直接請負人等から徴収」することになっていますが、各業務のリスクを明確化するために、様式2は建設業務担当企業と調理設備調達業務担当企業で分けて提出することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	事業契約書(案)	維持管理・運営業務の実施	36	5	54	2	(1)	貴市に追加費用もしくは損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
39	事業契約書(案)	維持管理・運営業務の実施	36	5	54	2	(1)	貴市にご負担いただく追加費用もしくは損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	事業契約書(案)	維持管理・運営業務に伴う近隣対策	37	5	58	3		貴市に追加費用もしくは損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	事業契約書(案)	維持管理・運営業務に伴う近隣対策	37	5	58	3		貴市にご負担いただく追加費用もしくは損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	事業契約書(案)	給食センターの修繕等	39	5	61	3		貴市に増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	事業契約書(案)	給食センターの修繕等	39	5	61	3		貴市にご負担いただく増加費用等について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	事業契約書(案)	維持管理・運営業務に伴う第三者に及ぼした損害	39	5	62	1		貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
45	事業契約書(案)	維持管理・運営業務に伴う第三者に及ぼした損害	39	5	62	1		貴市にご負担いただく損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	事業契約書(案)	維持管理・運営業務の承継	41	7	69	3		貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	事業契約書(案)	維持管理・運営業務の承継	41	7	69	3		貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	46	8	80	2		貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。
49	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	46	8	80	2		貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築するうえで必要な費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。
50	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	49	8	84	1		貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
51	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	49	8	84	1		貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築するうえで必要な費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。
52	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	49	8	84	2		本条は「市の責めに帰すべき事由による解除」に係る規定であるにも関わらず、出来形部分買取等に係る支払方法が「市の選択」により決定することになっています。官民イコールフットイングの観点から、「市の選択」ではなく、「事業者と協議の上、合意した支払条件に従い、支払う。」に修正して下さい。	原案のとおりとします。
53	事業契約書(案)	開業準備期間中の解除	49	8	85	2		本条は「市の責めに帰すべき事由による解除」に係る規定であるにも関わらず、出来形部分買取等に係る支払方法が「市の選択」により決定することになっています。官民イコールフットイングの観点から、「市の選択」ではなく、「事業者と協議の上、合意した支払条件に従い、支払う。」に修正して下さい。	原案のとおりとします。
54	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の解除	50	8	86	2		本条は「市の責めに帰すべき事由による解除」に係る規定であるにも関わらず、出来形部分買取等に係る支払方法が「市の選択」により決定することになっています。官民イコールフットイングの観点から、「市の選択」ではなく、「事業者と協議の上、合意した支払条件に従い、支払う。」に修正して下さい。	原案のとおりとします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
55	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	51	8	87	1		貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。
56	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	51	8	87	1		貴市が支払対象とする出来形部分には、当該出来形を構築するうえで必要な費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議の上、決定します。
57	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	51	8	87	3		本条は「法令の変更・不可抗力による解除」に係る規定であるにも関わらず、出来形部分買取等に係る支払方法が「市の選択」により決定することになっています。官民イコールフットイングの観点から、「市の選択」ではなく、「事業者と協議の上、合意した支払条件に従い、支払う。」に修正して下さい。	原案のとおりとします。
58	事業契約書(案)	開業準備期間中の解除	52	8	88	2		本条は「法令の変更・不可抗力による解除」に係る規定であるにも関わらず、出来形部分買取等に係る支払方法が「市の選択」により決定することになっています。官民イコールフットイングの観点から、「市の選択」ではなく、「事業者と協議の上、合意した支払条件に従い、支払う。」に修正して下さい。	原案のとおりとします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
59	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の解除	53	8	89	2		本条は「法令の変更・不可抗力による解除」に係る規定であるにも関わらず、出来形部分買取等に係る支払方法が「市の選択」により決定することになっています。官民イコールフティングの観点から、「市の選択」ではなく、「事業者と協議の上、合意した支払条件に従い、支払う。」に修正して下さい。	原案のとおりとします。
60	事業契約書(案)	法令の変更による費用・損害の扱い	54	9	91	1		貴市に追加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	事業契約書(案)	法令の変更による費用・損害の扱い	54	9	91	1		貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	事業契約書(案)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	55	10	93	1		貴市に追加費用および損害を負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本条における合理的な増加費用等には、金融費用を含みます。
63	事業契約書(案)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	55	10	93	1		貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本条における合理的な増加費用等には、金融費用を含みます。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
64	事業契約書(案)	第三者の責めに帰すべき事由による各施設の損害	55	10	94	1		貴市に追加費用および損害を負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本条第1項は、第三者の責めに帰すべき事由により各施設に損害が生じた場合における当該第三者に対する損害賠償の請求について定めるものです。
65	事業契約書(案)	第三者の責めに帰すべき事由による各施設の損害	55	10	94	1		貴市にご負担いただく追加費用および損害について、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本条第1項は、第三者の責めに帰すべき事由により各施設に損害が生じた場合における当該第三者に対する損害賠償の請求について定めるものです。
66	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費A	65	別紙2	1	(2)	イ	「サービス購入費A=3,940百万円(定額)」として資金・収支計画等を策定するとの理解で正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費Aの消費税	65	別紙2	1	(2)	イ	①サービス購入費A 3,940百万円は消費税込みの金額であるとの理解で正しいでしょうか。 ②(①の理解が誤っている場合、即ちサービス購入費Aが消費税抜きの場合)サービス購入費Aの消費税及び地方消費税もサービス購入費Aの支払日に一括で支払われるとの理解で正しいでしょうか。	①について、当該額は税抜きの金額です。 ②については、お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
68	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費Aの消費税支払方法	65	別紙2	1	(2)	イ	「サービス購入費A=3,940百万円」として、割賦元本は以下の算式となるとの理解で正しいでしょうか。 ①サービス購入費Aが税込金額である場合 割賦元本 =初期投資費用見積額(税抜き)－3,940百万円(サービス購入額A)／1.1 =初期投資費用見積額(税抜き)－3,581,181,181円(円未満切り捨て) ②サービス購入額Aが税抜金額である場合 割賦元本 =初期投資費用見積額(税抜き)－3,940百万円(サービス購入額A)	②のとおりです。
69	事業契約書(案)	別紙2サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法(サービス購入費A)	65	別紙2	1	(2)	イ	提案時のサービス購入費A(一括払い)は、3,940,000,000円として計算すべきでしょうか。また融資枠の参考とするために①交付金相当額を教えてください。	前段について、お見込みのとおりです。 後段について、算定方法等は、学校施設環境改善交付金交付要綱第6に記載のとおりですが、実際の交付金額は、提案内容等に基づき、関係機関等と協議の上、決定されることとなります。
70	事業契約書(案)	サービス購入費D(固定料金)の支払方法	67	別紙2	1	(4)	イ	サービス購入費D(固定料金)は、年度ごとに固定された金額を支払う。との記載がありますが、令和8年12月1日～令和23年7月末日まで、一定の額を平準化して支払うと考えて大丈夫でしょうか。	記載のとおりです。 同一年度内の金額が固定されていれば、提案金額が年度ごとに異なる提案も可とします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
71	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費Dの支払方法	67	別紙2	1	(4)	イ	サービス購入費D(固定料金)の支払方法を規定する「年度ごとに固定された金額を支払う」との記載は、「提供給食数に応じて変動せず、年度ごとに跛行性がある維持管理費(固定料金)に係る事業者提案金額を支払う」との理解で正しいでしょうか。 (言い換えれば、「年度ごとに跛行性がある修繕・更新費を含む維持管理・運営費を事業期間に亘って平準化のうえ、事業期間にわたって均等額を支払うのではなく、年度ごとに跛行性がある維持管理・運営費を支払う」との理解で正しいでしょうか。)	お見込みのとおりです。
72	事業契約書(案)	変動料金の考え方	67	別紙2	1	(4)	エ	「アレルギー対応食の場合は、 $a+b$ が1食当たりの料金単価、ミキサー食の場合は、 $a+c$ が1食当たりの料金単価、アレルギー対応食かつミキサー食の場合は、 $a+b+c$ が1食当たりの料金単価となる。」とありますが、入札説明書内の「入札時算定用年間給食提供食数」にアレルギー対応食かつミキサー食はありませんので、入札価格の算定に当たってはアレルギー対応食かつミキサー食は考えないものという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
73	事業契約書(案)	提供日数の見直し	68	別紙2	1	(4)	エ	<p>提供食数の見直しで行われるのは固定費の増減という理解でよろしいでしょうか。その場合、固定費は社員の給与や水光熱料金の基本料金等、提供日数に関わらずに発生する費用となります。</p> <p>提供日数の増減に関しては変動費のみの対応として頂き、固定費の変動はなくて頂けますようご検討お願いします。</p>	原案のとおりとします。
74	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)の改定	70	別紙2	3	(2)	ア	<p>サービス購入費Bの物価変動に伴う改定に調理設備の記載が含まれていないですが、建築、電気、空調、給排水と同様に調理設備も物価変動の対象に含まれているという理解で宜しいですか。</p>	お見込みのとおりです。
75	事業契約書(案)	対象となる費用	70	別紙2	3	(2)	ア①	<p>サービス購入費B(割賦払い)の改定の対象となる費用は、p64に記載の設計・建設費のうち以下の業務費との理解でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務 ・調理設備調達業務 ・配送車両調達業務 ・学校配膳室等改修業務 	<p>事業契約書(案)別紙2の3(2)ア①に記載のとおりです。なお、ご質問においては、次の費用は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連業務に伴う各種申請等の業務 ・配送車両調達業務

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
76	事業契約書(案)	改定方法	70	別紙2	3	(2)	ア③	改定に使用する物価指数は、提案審査書類の受付締切日の属する月の指標値と、「令和7年5月から7月までの指標値の平均値」とありますが、「実施設計完了日の属する月の指標値」及び「その後、12ヵ月ごとの指標値」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
77	事業契約書(案)	改定方法	70	別紙2	3	(2)	ア③	昨今の市場での物価上昇と建設物価指数では上昇率乖離がありますので、物価上昇に関しては、事業契約書(案)の記載の内容ではなく、事業者から提出する物価上昇に関する資料(市場単価)も考慮した形で対応していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
78	事業契約書(案)	改定方法	70	別紙2	3	(2)	ア③	提案審査書類の受付締切日の属する月の指標値と、令和7年5月から7月までの指標値の平均値とを比較し、1.5%以上の物価変動がある場合とありますが、1.5%を0%にして頂けないでしょうか。PFI事業では1.5%が事業者負担というのは一般的な内容と理解しておりますが、昨今物価上昇では、1.5%が事業者負担というのは、あまりにもリスクを事業者側に寄り過ぎていると考えております。現状の要綱を変更することは難しいかもしれませんが、今後1.5%負担について市内部でも再考を頂きたく存じます。	原案のとおりとします。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
79	事業契約書(案)	サービス購入費の改定 (2)サービス購入費B(割賦払い)の改定 ア 物価変動に伴う改定 ③ 改定方法	70	別紙2	3	(2)	ア	提案審査書類の受付締切日の属する月の指標値と、令和7年5月から7月までの指標値の平均値とを比較し、1.5%以上の物価変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定の申入れを行うことができますが何らかの着工できない事由が発生した場合、変動後の基準となる月の変更は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
80	事業契約書(案)	サービス購入費の改定 (2)サービス購入費B(割賦払い)の改定 ア 物価変動に伴う改定 ③ 改定方法	70	別紙2	3	(2)	ア	工事期間中に急激な物価変動が生じた場合の対応が可能なように工事期間中には全体スライド、単品スライド、インフレスライドの適用が可能な形にはできないでしょうか。	原案のとおりとします。
81	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)の改定	70	別紙2	3	(2)	ア	物価変動の対象となる費用が「設計費、工事監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要な経費とする(建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事などの各種工事及び学校配膳室改修等業務に係る経費を含む。ただし、調理備品調達業務及び事務備品調達業務に係る経費は除く。)」とありますが、調理設備調達費用が含まれていることを確認させてください。	お見込みのとおりです。

「(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業」に係る入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答(令和6年5月10日回答分)

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	章	条	項	号		
82	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)の改定	70	別紙2	3	(2)	ア	物価変動の対象となる費用が「設計費、工事監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費とする(建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事などの各種工事及び学校配膳室改修等業務に係る経費を含む。ただし、調理備品調達業務及び事務備品調達業務に係る経費は除く。)」とありますが、調理設備備品や事務備品も物価変動の影響を大きく受けるため、物価変動の対象とするよう再考いただけませんか。	原案のとおりとします。なお、調理設備調達業務については、物価変動に伴う改定の対象に含まれます。
83	事業契約書(案)	維持管理・運営業務モニタリング及びサービス購入費の減額	74	別紙3				施設整備に係る対価(サービス購入費AおよびB)については、維持管理業務期間におけるモニタリングによる減額対象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	事業契約書(案)	維持管理・運営業務モニタリング及びサービス購入費の減額	74	別紙3				維持管理業務期間におけるモニタリングによる減額の対象には、施設整備に係るサービス購入費(サービス購入費AおよびB)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。